

# 「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」の支給要件を変更します！

## 併せて「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」に名称変更！

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

### 支給要件等の変更点

平成31年4月1日以降の雇入れから、変更後の支給要件が適用されます。

現行	変更後
<b>【名称】</b> 「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」	<b>【名称】</b> 「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」
<b>【支給要件（対象労働者の要件）】</b> (1) 雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方	<b>【支給要件（対象労働者の要件）】</b> (1) 変更なし
(2) 雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方 「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。	(2) <b>正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方</b>
(3) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方 1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。	(3) 変更なし
(4) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方	(4) 変更なし

雇入れ日が平成31年3月31日以前の対象労働者については、長期不安定雇用者雇用開発コースの支給要件は変更されません。（名称変更についてのみ、ご注意ください。）

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。